

平成30年第3回美祢市議会臨時会会議録（その4）

平成30年9月25日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
消防長	松永潤	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	総務部税務課長	池田正義
市民福祉部高齢福祉課長	河村充展	建設農林部建設課長	佐伯憲一
建設農林部農林課長	市村祥二	観光商工部次長	白井栄次
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
上下水道事業管理者	波佐間敏	代表監査委員	重村暢之
上下水道局長	杉原功一	上下水道局次長	三戸昌子
会計管理者	細田清治	教育委員会事務局長	金子彰
教育委員会事務局 教育総務課長	西村明久	病院事業局管理部長	安村芳武

病院事業局経営管理課長	古 屋 壮 之	監査委員事務局長	岡 崎 基 代
市民福祉部市民課長	中 嶋 一 彦	市民福祉部地域福祉課長	内 藤 賢 治
観光商工部観光総務課長	千々松 雅 幸	観光商工部観光振興課長	早 田 忍

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 75 号 専決処分の承認について（平成 30 年度美祢市一般会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 3 議案第 76 号 平成 29 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 77 号 平成 29 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 78 号 平成 29 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 82 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 83 号 美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 79 号 平成 30 年度美祢市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 80 号 平成 30 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 81 号 平成 30 年度美祢市病院等事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告について
- 日程第 12 議員派遣について
- 日程第 13 議会の監査請求に基づく監査の結果について
- 日程第 14 会期の延長について
- 日程第 15 報告第 5 号 平成 29 年度美祢市一般会計継続費精算報告について
- 日程第 16 報告第 6 号 平成 29 年度の決算に係る健全化判断比率について

- 日程第 17 報告第 7 号 公営企業の平成 29 年度の決算に係る資金不足比率
について
- 日程第 18 議案第 85 号 平成 29 年度美祢市一般会計決算の認定について
- 日程第 19 議案第 86 号 平成 29 年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算
の認定について
- 日程第 20 議案第 87 号 平成 29 年度美祢市観光事業特別会計決算の認定に
ついて
- 日程第 21 議案第 88 号 平成 29 年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認
定について
- 日程第 22 議案第 89 号 平成 29 年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算
の認定について
- 日程第 23 議案第 90 号 平成 29 年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算
の認定について
- 日程第 24 議案第 91 号 平成 29 年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認
定について
- 日程第 25 議案第 92 号 平成 29 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決
算の認定について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧、議会の監査請求に基づく監査の結果について（通知）、以上3件でございます。御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、秋山哲朗議員を指名いたします。

この際、西岡市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、美祢市新本庁舎整備基本構想の策定について御報告をいたします。

美祢市本庁舎は、昭和34年の建設から58年が経過し、老朽化の進行、耐震性への不安、建物の狭隘化、また庁舎の分散などにより、市民の安全・安心の確保や利便性の向上を図ることが困難な状況になっております。

このため、昨年度から本庁舎整備の検討に着手し、昨年6月には、美祢市本庁舎整備検討委員会に本庁舎の整備に係る基本的な構想について諮問を行ったところがあります。また、同検討委員会におかれましては、7回にわたり慎重に御審議をいただき、去る5月15日に、基本構想案を答申いただいたところがあります。

これを受けて、市では、議員の皆様から頂戴いたしました御意見等も踏まえて、このたび美祢市新本庁舎整備基本構想を策定いたしました。

市民の利便性向上、耐震性向上による安全・安心の確保、効率的・効果的な財政運営などから総合的に判断し、現在の本庁舎敷地内に新たに建てかえることを決定し、本基本構想を取りまとめました。耐震性を有する第一別館は活用することとし、美祢市社会福祉協議会等、他の施設との複合化も検討してまいります。

建物の完成時期は、財政的メリットが大きい合併推進債の適用期限である2022年度としております。今後はこの基本構想に基づき、基本計画の策定に取りかかってまいります。基本計画につきましても、市議会の御意見、市民の意見を広く反映させて策定してまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（荒山光広君） 日程第2、議案第75号から日程第10、議案第81号までを会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る9月13日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第83号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についての議案1件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告いたします。

委員より、本制度に該当する本社機能の強化や本社移転等の実績について質疑がなされ、執行部より、山口県内における平成29年11月の現在のデータによると、該当は県内で3件、雇用創出数は38件という統計が出ていますとの答弁がありました。

次に、そのほかの所管事項について、委員より、秋吉台地区の看板については、合併前に設置されたもの、合併後のサインシステムによるもの、さらにジオパークの関係で設置されるものなど、幾つかの様式が混在している。これら観光エリアの看板について、今後どのように整備されるお考えかとの質疑に対し、執行部より、現在、観光エリアの看板で情報が古いもの、老朽化したものについて修正等、一時的な対処を行っており、今年度中に一部の撤去や張り替えをする予定です。今後の方向性としては、秋吉台地域の景観、施設の整備計画を策定し、その中で、順次、看板の切りかえ等を行ってまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、先日、台湾水里中学、水里国民中学と於福中学校の姉妹校宣言に伴う国際交流が行われたが、地域の人々や議会に対しての広報が不十分であった

と思う。

また、このたび、台湾からお招きした生徒の人数は過去に比べて減少しており、このままでは関係が先細りしていくのではと危惧している。今後の国際交流の推進について、執行部としてどのような考えをお持ちかとの質疑に対し、執行部より、先般実施した台湾水里中学、水里国民中学と於福中学校の交流については、本市の国際交流に関する事業ではありますが、学校単位という狭い範囲の中で考えていました。委員の御指摘のとおり、このような交流が先細りにならないよう地域の方も含めて歓迎し、今後の交流拡大のための取り組みについて協議してまいりますとの答弁があり、続いて、事業内容と行程について説明がありました。

また、副市長より、台湾水里中学、水里国民中学との交流については、地元の方々、また、議会の協力により宣言書が締結できたものです。今後はアナウンスを十分に行ってまいりますとの御発言もいただいたところです。

この件に関しては、最後に委員より、執行部に対し、今後、庁内の連携をしっかりとっていただきたいとの申し出の発言がございましたので、申し添えさせていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る9月10日開催の総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案第76号から第78号及び第80号から第82号の議案6件について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしました。

その結果、議案第76号から議案第78号の公営企業会計の決算認定にかかわる

議案3件につきましては、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり認定されました。また、議案第80号から議案第82号の議案3件につきましては、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について御報告申し上げます。

まず、議案第76号平成29年度美祢市水道事業会計決算の認定について、委員より、秋芳南部地域における硬度低減化事業の進捗状況はどのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、現在、送水管の整備を進めており、本管については、今年度から本格的な工事が開始します。工事の完了は平成35年度を目指していますとの答弁がありました。

この件に関しまして、のちに他の委員より、平成35年度の予定と言われたが、当初の予定より遅れているのではないかと、今後の予定をお示し願いたいとの質疑に対し、執行部より、当初は平成34年度の工事完了を考えていましたが、水道管本管の径が大口であり、かなりの事業費を要することから、当初より若干の遅れが出る予定であり、現在は、平成35年度前後に事業を完了するよう進めています。

また、今後の具体的な予定としましては、各年度の事業費の配分等により変動する部分があるため、お示しすることがかないませんとの答弁がありました。

次に、委員より、建設工事費の投資的経費について、今後、人口が減少していく中、配水設備改良費は従来どおりに執行されていくお考えかとの質疑に対し、執行部より、給水人口の減少に伴い、収入が少なくなることも今後予想されています。

一方で更新を要する施設はふえています。施設の統合など、今まで以上の効率化を図り、将来的な費用を抑える方向を考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

これに対し、委員より、給水収益の減少に伴い、営業外収益に対する一般会計からの繰入額が極端に大きくなるか危惧される。このことについて、何らかの方策をお考えかとの質疑に対し、上下水道事業管理者より、人口減少や給水、節水意識の高まりにより、全国的な傾向として水道使用料が低減しています。今後もこの傾向が続くものと思われる中、施設更新等の資本的投資の増加が見込まれ、まさしく厳しい時期にきていると認識しています。本市では、ことしの8月1日より水道料金を統一化しましたが、今後の水道収益の減、設備投資の増を考えると、さらなる料金改定を実施し、それに伴い、住民の皆様には御負担をお願いしなければなり

ません。住民の皆様には、今後の料金改定の経緯、理由などについて、懇切丁寧に説明してまいりたいと考えていますとの答弁がありました。

次に委員より、近年、有収率の変動が見られるが、原因をどのように捉えているのかとの質疑に対し、執行部より、水道管の老朽化が全市的に進み、本管からの漏水が多くなっており、修繕で対応している状況です。しかし今後、秋吉地域に硬度低減化した水を送水するに当たり、漏水が一番の課題であると考えていることから、美祢、秋芳地域の漏水調査を実施し、より一層の改善に努めてまいりますとの答弁がありました。

このほか、質疑の中で、特定の地域の水量不足を補うため、近隣市に水を融通してもらおう考え方等について執行部より発言がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

次に、議案第77号平成29年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてであります。

委員より、衛生センターの老朽化に伴う施設更新等検討の観点から、浄化センターにおいて、し尿等を処理することが可能であるかとの質疑に対し、執行部より、容量的には浄化センターで処理することは可能です。また、副市長より、衛生センター並びに浄化センターを設置する際、地元と交わした取り決め等もあるため、それを含めて、現在、調査を行っていますとの答弁がありました。

次に、議案第78号平成29年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてであります。

委員より、監査意見書にジェネリック医薬品の利用促進がうたわれているが、現在の利用率はどのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、美祢市立病院では70%を超える使用割合ですが、美東病院では薬剤師の確保等の問題により、10%強の使用割合にとどまっていますとの答弁がありました。

次に、委員より、過年度分の退職給付引当金不足額を精算するため、特別損失を計上したことについて質疑がなされ、執行部から過年度分に関し、経理上の誤り等があった旨説明がありましたが、内容については割愛させていただきます。

次に、委員より、医療費の未収金等回収状況についてお伺いしたいとの質疑に対し、執行部より、美東病院は7月現在で397万円程度、市立病院では平成29年度の入院代が857万円程度となっています。これらの未収金については、入院保

険や自賠責保険で回収できる部分もありますが、併せて、職員が未収金対策に日々努めていますとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務民生委員会の委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） おはようございます。ただいまより、去る9月18日、20日に開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議において、本委員会に付託されました議案2件について、まず、議案第75号専決処分の承認について（平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号））は、委員1名欠席のもと慎重に審査いたしましたところ、賛成少数により不承認となりました。

また、議案第79号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第3号）は、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決しております。

それでは、議案の審査過程において、委員より質疑等がありましたので、その主なものについて御報告いたします。

まずは、議案第75号専決処分の承認について（平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号））について御報告いたします。

委員より、このたびのエアコン設置に関し、執行部から提出された資料をもとに、普通教室のスポットクーラーの設置に対する要望書が重安小学校長名で出されているが、他の小学校からも同様の要望書が出されたのかとの質疑に対し、執行部より、要望書は保護者、校長の連名で、1校からのみ提出されていますとの答弁がありました。

次に、専決処分をしたことの妥当性について、猛暑対策としての今回のエアコン

設置に緊急性があるかという観点から、委員より、学校では暑さ対策のために午前中で授業を終えたり、夏休みの延長などは検討されたのかとの質疑に対し、教育長より、文部省から対策について注意喚起する文書がきており、各校の校長先生方と検討を行いました。今までと同様に、万全の熱中症対策を行いながら通常どおりの2学期を迎えたいとの意見があり、午前中の授業や夏休みの延長等について、具体的な対策はとっていませんとの答弁がありました。

次に、委員より、エアコン設置に関しては1,080万円を予算計上し、専決処分されているが、実際の事業費は幾らかかったのかとの質疑に対し、市長より、予算査定時は1,080万円でしたが、その後検討し、当初の想定より大きな機器を設置することにしました。そのため、最終的には1,080万円からさらに137万2,000円を追加することになりましたとの答弁がありました。

それに対し、委員より、議会に承認を求める専決処分による額を100万円以上も超えたことについて、どのようにお考えかとの質疑に対し、市長より、正確な情報につかめず、事業費が専決処分の額を上回ったこと、また、それに伴い、予算を流用する事態となったことについては反省していますとの答弁がありました。

さらに、委員より、専決処分を行った日付で、その額を上回る見積書が提出されている。100万円以上の予算不足については、専決処分を判断される際、既に把握されていたのではないかとの質疑に対し、市長より、専決処分の判断をした後、業者が確認の上、当初設置予定のエアコンの容量等に変更が生じ、予算不足となったものですとの答弁がありました。

次に、委員より、資料によるとエアコンの容量、性能は同等であるが、契約の相手方によって、単価に大きな違いが出ているのはなぜかとの質疑に対し、執行部より、それぞれ製造メーカーが異なっており、単価に開きがあるものと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、エアコンは備品購入の扱いとなっているが、据えつけ等については、電気工事の資格を要するものであると考える。工事請負費として取り扱うべきではなかったかとの質疑に対し、市長より、電気工事は含んでいますが、簡易な据付工事であり、備品購入費で問題ないと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、来年の4月に閉校予定の学校にもエアコンを設置されたが、レンタル対応などの方法も検討されたかとの質疑に対し、市長より、エアコンをレン

タルすることの発想に至らず検討はしていませんとの答弁がありました。

さらに、委員より、エアコン設置を急ぐ余地現場が混乱している。他の手法の検討状況や契約内容から見ても、公金の使い方に大きな疑問を感じる。法や契約の基準等を遵守し、対応していただきたいとの発言に対し、市長より、エアコンの設置については、これまで文部省の補助事業にのっとり実施してきましたが、1校当たり1,000万円から2,400万円を一般財源から持ち出ししています。このたびは、これまでのおよそ1校分の設置費用で5校に設置することができました。今後は、執行部内でこのような発想も重視し、予算の無駄遣いに気をつけたいと思いますとの答弁がありました。

次に、委員より、災害復旧にかかわる職員の人件費として時間外勤務手当が支出されているが、専決処分でなければ支出は不可能だったのかとの質疑に対し、執行部より、時間外勤務手当の予算執行の状況からは、結果として専決処分しなくても支出は可能でしたとの答弁がありました。

次に、委員より、エアコン設置に対するこれまでの教育委員会の考えと、エアコン設置のきっかけとなった要望書の提出からエアコン設置を決定するまでのあいだ、教育総合会議などを開く必要性等について質疑がなされ、教育長より熱中症対策は、教育委員会として大きな課題であり、他県で本年7月に小学生が死亡したことで、大きくクローズアップされたところです。教育委員会としては、このたびの対応を話し合った上で、エアコン設置は工期や予算に課題があるため、7月時点では、2学期以降の各教室に扇風機を配付するとともに、各学校長にも実情に合わせて対応するようお願いし、この夏の暑さを乗り越えようと考えていたところです。このたびのエアコン設置については、教育総合会議の課題にしなければならない案件であったと受けとめていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、エアコン設置の決定については、公式な会議の場を持たず、一方通行の指示で予算措置がされているのではないかと。それにより、教育委員会の現場の混乱を招いたようにうかがえる。市長は、エアコンが設置できればそれによしとの思いで事業実施をなされたのかとの質疑に対し、副市長より、このたびの市長の政策的判断は私にも責任があります。エアコン設置の必要性については、この夏のマスコミ報道等にもありますが、他県で起きたような事故を本市で起こしてはならないということが大前提です。したがって、要望書を受け、空調機の機能等に

ついて調査した結果、家庭用エアコンで十分対策はできると判断し、市長の背中を押したのも事実です。本来、このような案件は議会に諮り議決をいただくことが大原則ですが、他県の事例もありますことから、議会の理解も得られるのではないかと考え、専決処分の判断に至ったところでありましたが、配慮が足らず申しわけございませんでしたとの答弁がありました。

このほか、要望書の内容等について、また、国等に対する補助金の要望について、質疑、答弁がありました。内容は割愛させていただきます。

次に、この議案に対する賛成、反対の意見がございましたので御報告いたします。

まず、反対意見については、市民、子供たちの安心・安全、教育充実都市の観点から、エアコン設置については大賛成である。しかし、議会に諮らず専決処分としたことには問題があり、今後のためにもお考えを改めていただきたい。

また、他の反対意見として、地方自治法の179条には、議会が成立しないとき、あるいは災害等の対応で緊急を要する場合、首長が議会を開かずに専決処分できると規定されている。この専決議案に関しては、多くの時間を要し議論を行い、多くの問題点を指摘されたと思う。その中で、エアコン設置の方法はほかにもあることも議論されている。しかし、専決処分とされているため、議会が承認するしないにかかわらず、結果は変わらず、予算は予定どおり執行される。市の市政の原資は税であり、その執行に当たっては、慎重が上にも慎重に執行しなければならず、議会も当然その使命を果たす必要がある。結果がよければそれでよしという話にはならない。議会の立場として賛成するわけにはいかない。

また、他の反対意見として、行政の適切な予算執行に資するため、議会もさまざまな意見等を述べられる場があれば、より一層いい形になったと思う。本件に関しては専決処分とはせず、臨時議会を招集し議論すべきであった。

また、他の反対意見として、統合される小学校に設置されたエアコンについては、今後、地域において利用され活用化に結びつけばいいと思う。とはいえ、執行部と議会が子供たちのために議論する場が必要であった。少しでも効率的に予算を使うためには、執行部と議会がお互いで考えながら判断すべきであり、議会に提案もなく専決処分で行われたことに対し、反対する。

また、他の反対意見として、専決処分の案件を委員会付託としたことで議論ができ、いろいろな問題点が出てきた。これが通常の議案であれば、さらにお互いがい

い知恵を出し合い、効率のいいお金の使い方ができたと思う。結果がよければ何をしてもいいという議論は反対であり、専決処分の取り扱いについては、今後、注意をしていただきたい。今回は特に議論を深めていくべき案件だったと考えるため、専決処分されたことによる議会の不甲斐なさを感じている。以上が反対意見の主なものです。

次に、賛成意見について申し上げます。

まず、委員より、ことしの夏の暑さは災害とも呼べるほど異常であり、全国的に熱中症で緊急搬送されたというニュースが数多くあった。そのような状況を踏まえ、来春統廃合される予定の学校も含めて、いち早く市内全部の小学校にエアコン設置することを英断され、実行に移されたことは評価されるべきことであり、子供たちの安心・安全な学校生活を考えたとき、9月から始まる新学期に間に合わせるために緊急を要する案件だったと思う。市長はこの夏の異常な暑さから、客観的に見て判断されたものと推察する。以上のことから、この専決処分に対して客観的妥当性が認められると考え賛成する。

また、他の賛成意見として、ことしは9月以降も暑さが続く予報であった。普通の自治体では恐らくことしの設置はせず、問題を先送りするような気もする。このたびの事案については、専決処分も緊急でやむを得なかったと思う。むしろ児童の安全を思い、よく決断されたことに感謝するとともに、8月9日に取り付けの決定をしながら、20日間で対応した御努力に敬意を表したい。来年度には、市内中学校の全部に補助金があるなしにかかわらず、エアコンの取り付けをお願いしたい。

また、他の賛成意見として、2学期の開始に間に合うよう随分努力されたと経緯が汲み取れた。エアコンのレンタルについて検討がなされたことは残念だが――なされなかったことは残念だが、生命に危険を及ぼすと表現されたことしの暑さにより、子どもたちの健康が危惧され、迅速な行動をとられたことに敬意を表したい。しかしながら、専決処分としたことの是非については、このたび、多くの議論がなされたように今後御注意いただきたい。

以上が賛成意見の主なものであります。

続きまして、議案第79号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について御報告いたします。

まず、委員より、職員の退職給与引当金の担保は、財政調整基金であるとの説明

を以前なされているが、それぞれのバランスはとれているかとの質疑に対し、執行部より、現状単式簿記の関係で、毎年の財政調整のため基金を充てています。現在の財政調整基金の総額は、退職給与引当金より少なくなっていますが、毎年退職するものについて、計画的にそれに見合った財源を確保するという考えにしていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、財政調整基金を退職給与引当金の担保とするお考えがあれば、むやみにお金を出入りさせるのはいかなるものであるかと考えるが、御見解をお伺いすると、質疑に対し、執行部より、退職手当引当金に相当する額を退職手当基金等に積むべきだと認識しています。今後は公会計の考え方に配慮し、基金のあり方を考えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、再犯防止地域創生連携協力事業にかかわる I T 人材育成事業の実施体制について、職業訓練生の人数と選定基準についてお伺いすると、質疑に対し、執行部より、職業訓練は美祢社会復帰促進センターで管理しており、現在の訓練生は 5 名です。選定基準については、同センターのセンター長を初めとする組織の内規等に基づき選定していますとの答弁がありました。

次に、委員より、児童クラブ運営事業費にクラブの運営委託料があるが、これにクーラー使用時などの電気代も含まれているのかとの質疑に対し、執行部より、運営費の中に、電気代等も含めて計上していますとの答弁がありました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 質疑に入ります前に、2 点ほど訂正があろうかと思えます。

報告の中で、文部省と読まれましたけども、文科省が正しいと思えます。

また、教育総合会議との発言がありましたが、総合教育会議が正しいと思えますが、委員長は訂正されますか。はい、委員長。

○予算決算委員長（猶野智和君） はい、その分の訂正をお願いいたします。

○議長（荒山光広君） それでは、そのように取り計らいたいと思えます。

それでは、予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第75号専決処分の承認について（平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号））の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。
高木議員。

○7番（高木法生君） この議案第75号の専決処分につきまして、反対の立場で申し上げます。

まず、エアコンの設置につきましては、児童・生徒の安全・安心の確保が急務であるということから、よい決断であったと思っております。

それでは意見を述べます。通常、市長の提出議案というものは、基本的に議会の議決が原則でありますけれども、専決処分の場合は議会に諮らずとも進めることができる。また、否決しても効力には影響はなく、事業等進められるということで執行されるわけでございます。

しかし、議会で議論しないということは、市民の皆さんに見えないということになるかと思えます。市が今後もろもろの取り組みをしていく中におきまして、見える化については、市民の皆さんにとって、非常に重要であると認識しております。

このたびのように、資料請求によりまして、いろいろな問題が浮かび上がり、議論を重ねていく中で判明したことも多々ございました。

このように、専決処分の内容について、不承認という事態も想定できることでもあります。議会は最短で2日あれば開会が可能ということでございます。議会も十分機能を果たすことができるわけでございます。今後、特に予算関係につきましては、相当例外的な場合を除き、臨時会で対応していくことも一考であると思えます。

したがって、このたびの専決処分は、臨時会での審議が望ましい事案であったと考えますので、この議案に反対の意見といたします。

以上であります。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に対して、承認する立場で意見を述べます。

今回の暑さは——ことしの暑さは、熱中症で死亡するという事故もあり、命にかかわるほどの異常な暑さでした。災害時の対応と同じ——災害のときは、すぐに専決処分に対応されております。災害時の対応と同じ緊急性のもので、学校にも緊急にエアコンをつける必要がありました。契約についても、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、会計法第29条3第4項、地方自治施行令第167号——167条の2第1項第5項にもありますように、随意契約が認められるようになっております。この専決処分について承認いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今回のこの議案に関しましては、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

もう予算決算委員会で、既に何度も私も意見を申し上げさせていただきました。また、予算決算委員長のほうからも、今回の質疑、意見に関しては、もう出る出ておりますので、あえて言う必要もないんですけれども、基本的には、今回のこの専決処分におきまして、鹿児島県の阿久根市、竹原市長がおって専決を目白押しでやったということで、議会が劇場型政治みたいな形になって、いろいろ問題を抱えたわけでありまして、今回はこの事案の一件、美祢市議会に関しては、この一件だけということで、その辺については、基本的にはもう劇場型ではないか——ないこのように思っております。

それで、今回この議案に関して、よその市町村もどんどん専決処分をしてクーラーを設置していった。こういったことちゅうのは私、耳にもしてないんですよ。それがどんどんあって、美祢市が専決をするというのであれば、問題はなかったと思いますけれども、それが専決はよそではされない。問題はやっぱり、きちっと8月が一番猛暑日が続いて一番大変な時期に、これで授業——生徒が授業をするというのであれば、本当に大変なことだったと思いますけれども、既にもう9月から2学期ということで、そういった面については、ある程度は猛暑日が少なかったと思います。

いずれにしても、クーラーがついたことに対しては全員、議員よかったことと思っておりますけれども、随意契約の件、こういった点、基本的にはそれでいいんで

すけれども、そこにいろいろ随意契約のあり方に関しても、今回いろいろ業者によっても価格差もあったということで、そういった点、もっともっとうこういう実際の議会で、専決じゃなくて、議会の場で、このことを審議していくことがやっぱり、私は一番重要な事案であったのではないかとこのように思っております。

そういったことで、今後、こういった専決を大事な部分についてはされないようにですね、今後ともよろしくお願ひしたいということをお願いしまして、私の反対の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 賛成意見がないようで、反対反対になろうかと思ひますけれども、一言だけちょっと申し述べたいというふうに思ひます。

先ほど、岡山議員も言われたし、高木議員も言われたとおり、この事業自体が子供たちのため、安全・安心を守るためということで反対をしているわけではございません。

しかしですね、事を急いで行うことにおいて何が起こってきたか。査定から随意契約に至るまでの日程的に無理があり、業者選定に当たっても不透明な部分が多すぎるといふことのでございます。

また先ほど、三好議員が言われた競争入札に付することはできないときに——できないから専決でやったということと言われましたけれども、業者とこの随意契約を結ぶにおいて、見積書の金額ですね、そのままで契約という——契約を結ぶということに疑義を感じます。

そして、仕様書には、同等品可能というふうにならうと明記されているのに、3社の見積りの中のうち、この2社だけが同じ金額ですよ。そしてまた、1社だけが他の2社よりも17%も高い金額で契約されておられる。非常に不信感をそこに抱くわけですよ。このときに、先日の委員会で執行部の説明がありました。メーカーが違うというふうにならうと片づけられましたけれども、この3社とも三菱であり富士通でありダイキンであり、3社ともみな違うわけですよ。そんな中、1社だけが17%高い、17%って言いましたけれども、高い金額で随意契約をしておられるということですよ。

そういった中ですね、市民の本当に大切な税金を投入されるわけでありまして。より透明性をもって、この事業進めていっていただきたいと思ひますし、市民に不利

益を与えるような税の使い方には私は反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私も反対なんですけど、なぜ賛成が出ないのかちょっとよくわかりません。

一つだけ、これ市民の皆さんも、私たちも含めて、ちょっと認識をしとかなくちゃいけない問題があるんですよ。

かつて、共産党は専決処分については反対だったんです。最近の共産党さんは賛成だと思うんですよ、先ほどの発言からすれば。なぜ反対があったかっていうのは、当時私も振り返って調べたんですよ。そうすると、専決をされると委員会に付託しない。だから議会が議決権を行使できない。だめだって言っても、もう専決されてるわけですから、非常に強い権限で決裁がされてるんですよ。それを共産党は今まで忌み嫌ってたんです。私も共産党ではありませんが、同じ考え方なんですよ。自らの議決権、それから提案権、これを議会が放棄するということは、議会はなくてもいいという言い方になるんですよ。このことが1点。

もう1点はですね、市長が言われた9日に予算査定をして、10日に業者が現地を調査したら少し金額が高いというか、出力——能力が高い機械を導入することが可能であったと、こういう答弁だったんです。ですから業者の方は9日の夜中か、もしくは同日、即もう午前中から現地に行かれて、そして9日に見積もりを出されたんだろうと思うんですよ。非常に答弁があやふや、根拠がないんです。その場あたりの答弁のような気がします。

そういうことから、私は委員会でも申し上げました。我々みずから議決権、それから提案権を放棄するようなことはしたくない。委員長報告の中にも、議会の不甲斐なさという言葉が出てきました。まさに、議会がこれほど軽視をされたっていうのは、私はかつてないと思います。

やはり、今回もいろいろな意見の中でいろんな提案もあったと思います。でも全て終わってるんです。何を言おうと。ですから、岡山議員も言われたように、私も今後専決については——共産党さんは別ですよ。専決については、私は、やはり議会としてのきちんとした機能を果たしていける取り組みをお互いにしていきたいと、このように思います。

今回、エアコンについてはいいことだということで、我々はそれは前提にしながら議論してきたと思います。で、余りにもエアコンだけにとらわれてると思いますが、今回の専決の問題には、いわゆる時間外労働の支払い、これまで専決されたということも含めて申し上げてるわけですね。これも当然いるからいいんじゃないかと言われるならば、今後、全て専決でやっていただきたい。私ら来んでもええから。

そういう議会にならんように、お互いが今後も両輪となって、やはり二元制代表の役割をお互いが果たしていく執行部であり議会である。そうした美祢市をぜひお互いに目指していきたいと、こういう意味から、私は今回については客観的に見て、秋山議員も言われたように時間がなかったと——高木議員がおっしゃったんですか、ということは私は思っておりません。ぜひ、今後については十分配慮していただきたい。少なくとも私たちの議決権、提案権、そうしたものが行使できる議会になるようにしていただきたい、このように思います。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。御意見ですか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今の私——共産党の私に対しての姿勢に対して批判がありました。意見を述べていいんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 本案に対する意見ですので、議案に対する意見でよろしくお願いします。三好議員。

○8番（三好睦子君） そしたら、私の——共産党の議員である私の姿勢に対して、批判をこの場でしてもいいのでしょうか。お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 賛成反対討論のときの、いわゆる反駁は極力控えるということになってますが、1回は認められておりますので、そういった意味で御理解いただけますでしょうか。竹岡議員、今手が上がっておられましたが。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は、かつての共産党というふうに申し上げました。これは、同僚議員もおりましたし、私も幾人かの共産党議員さんとお話もしたこともあります。そのときに、できるだけ美祢の議会は専決はしないようにというのが、ずっと流れがあったんですね。それはどういうことかといったら、先ほど申し上げたように議決権、それから提案権、これを専決やられますと行使できないんです。このことがわかった上で賛成とおっしゃったのか、その辺わかりません。

それから、客観的に2日もあればできるということも理解された上で言われたのか。

それから一番驚いたのは随契を認められたことです。随契もやむを得ない場合なんです。それを、今回はいいんだと。じゃあ随契をやるのに、市長が言われたようにこれと同等品のものをやれと言いながら、出てきたものは提案も含めて全部違ってらるわけでしょ。それを査定をした明くる日にはもう流用ですよ。事務的にそんなことは不可能に近いことを平然と答弁されてるんです。それを理解された上での専決に対する賛成かなという疑問を持ったので発言をさせていただきました。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回の内容は、まさしく私に対しての批判ではないでしょうか。この場に対して批判を言っているのかどうか、私にも反論がありますが言ってもいいんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 今回の発言の中で、随契に対する内容のものがございました。その件に関してのお考えを披露される——披露といいますか、言われるのはいいと思いますけども、議案外に渡っての発言は控えていただきたいと思います。それを踏まえて。三好議員。

○8番（三好睦子君） 今回のエアコンについては、緊急性がありまして、災害と同等の猛暑で、命に——子供の命に関わる本当に大切な緊急性があったと思います。それに対して、議会——もちろん私は議会を軽視しているわけではありません。今まででも、それは何もかも専決処分がいいとは言っておりません。その議案の内容によると思います。

今回のエアコンについては、このたび業者の方のそれぞれ聞きましたが、盆過ぎて発注して、やっこの2学期に間に合わせるようになった。大変な仕事だったと。もし、これを随契でなくて指名競争入札ですか、競争入札によった場合は、この2学期に間に合わなかったのではないかと思います。子供の命を守るためには、随契によってもいいのではないかと。それについて、私は賛成の意見の中で承認するために、やり方ですか、緊急性があつて、何を一番大切にしなければいけないかということは、子供の命を大切に。子供の命がもしこれを——このように早くもしできなかった場合には、2学期を過ぎてもできない場合もあるかと思います。夏休み中にできなかったのではないかと思います。

それで、本当に緊急性があつて、子供の命を救ったものであつていいと思います。それについて、この専決処分に賛成を——承認をしたのに専決処分だけをとら

れて、共産党の態度を聞かれても、私は是々非々っていうか、議案の内容によって違うことを申し述べたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 三好議員を非難をしたのかと言われれば、10%ぐらいはしました。

随契を三好議員にお尋ねしたいと思うんですが、随契9項目あります。どこを適用されて、あなたは業者を回られたのかわかりません。こうなりましたらですね、議長、三好議員は設置された業者のところを回られたと申されました。100条開いていただきたいと思います。徹底的に調べましょうや。理屈が合わんのですよ、いろんな。それでも、私たちは専決の問題でということで、今までふってきました。

随契も、秋山議員言われたように17%も違う業者もいらっしゃいます。見積もりも1社しかとってない。我々がもらったのはそれしかありません。しかも、市長は査定したあくる日に流用が出てるにもかかわらず、もうその当日に決裁されてるんですよ。物理的にできます、業者が。三好議員は歩かれたって言うんですから、ぜひその辺も全部お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時48分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。三好議員。

○8番（三好睦子君） 私は先ほどの討論において、エアコン設置に係るこのたびの件に関し、随意契約を容認するような発言をしてしまいました。これは議員として、不適切な認識による発言でございますので、訂正しお詫びいたします。

また、同じく発言の中で、私が業者を回ったとの表現をいたしました。これは学校を回ったと言うつもりでした。言い間違えてしまったものでありますので、議事録の訂正等をお取り計らいをくださいますようお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 休憩前に申し上げましたが、ただいま三好議員から発言がありましたので、私が最後に100条について求めましたが、これにつきましても

削除をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） それでは、これらのことについてこちらのほうで善処いたします。その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第75号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案不承認であります。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） はい、結構です。挙手少数であります。よって、本案は不承認とされました。

日程第3、議案第76号平成29年度美祢市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第76号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第77号平成29年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第77号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第78号平成29年度美祢市病院等事業会計決算の認定について

の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第78号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第82号重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第82号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第83号美祢市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第79号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に賛成ですが、意見を述べさせていただきます。

議案の中に、再犯防止地方創生連携協力事業に係る、IT人材育成事業に係る補正があります。さきの委員会において、私は女性にも職業訓練の機会を与えられるようにと発言いたしました。安倍首相は政策の最重要課題のひとつとして、女性の活躍を阻むあらゆる課題に挑戦し、全ての女性が輝く社会を実現するとされています。

市長さん、官民協働の美祢市社会復帰促進センターにおきましても、全ての女性が輝く社会づくりが実現できますように、国に求めていただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） その他御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第79号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第80号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第80号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第81号平成30年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第81号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを議題いたします。

この際、特別委員長の報告を求めます。少子高齢社会対策調査特別委員長。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 登壇〕

○少子高齢社会対策調査特別委員長（猶野智和君） ただいまより、去る9月20日開催の少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

このたびは、本特別委員会に先立ち、去る9月7日に少子社会対策分科会及び高齢社会対策分科会を開催しておりますので、まず、その内容について分科会長に報告を求めました。

少子社会対策分科会長より、今、分科会では各委員から提案されたアンケート内容について協議をした。委員からは結婚、出産、将来像に関するもの、また子育てに関するもの、現行施策の認知、利用促進を推進するものの3件が提出された。

アンケートはこの3案を基本に作成し、調査対象は保育園、幼稚園、小学校、中学校とすること。

また、最終的なアンケート結果を踏まえ、執行部へ提言を目的とすることについて、委員の理解を得たとの報告がありました。

このことについては、委員会で異議がございませんでしたので、少子社会対策分科会において、アンケート案を作成していただくことになっています。

次に、高齢社会対策分科会長より、これまで地域包括ケアシステム構築について、そして、その課題である介護と医療の連携の現状について、美祢市の高齢社会対策の現状と課題を調査、議論してきた。

さきの6月定例会中に、当分科会としての今後の方針等について議論が交わされ、執行部に対し、議会として提言を取りまとめることの必要性について触れられたことから、このたびの分科会で提言等の今後の取り扱いを中心に議論を行った。

会では、竹岡副会長から会派の勉強会資料に基づき、提言案の説明を受け、委員

の共通認識を図った。

今回は、他の委員からも提言案等を提示され、分科会としての提言案をまとめる方針である旨報告がありました。

この報告に対し、委員より質問なりがありました。ここでは御報告を割愛させていただきます。

以上で、少子高齢社会対策調査特別委員会につきましての委員長報告を終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 少子高齢社会対策調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、少子高齢社会対策調査特別委員会の委員長報告についてを終わります。

〔少子高齢社会対策調査特別委員長 猶野智和君 自席に着く〕

日程第12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

日程第13、議会の監査請求に基づく監査の結果についてを議題といたします。この際、代表監査委員より報告を求めます。重村代表監査委員。

○代表監査委員（重村暢之君） 美祢市議会から、地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求があり、同法第199条第2項後段の規定に基づき監査を実施し

ましたので、監査の概要及び結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、お手元の資料に詳細を記載しておりますが、本件監査請求は、平成30年7月12日付けで美祢市議会から提出されたもので、平成29年度観光開発及び農林開発の事業報告に係る事務処理が適正に行われているかについて、監査対象期間である商工労働課に対し監査を行い、その監査結果を平成30年9月21日に美祢市議会へ提出し公表を行いました。

監査による認定した事実から改善を要する事項について申し上げます。

1点目に、事業報告書及び事業計画書の作成については、商工労働課が各法人に対し事業報告に必要な決算資料の作成を依頼し、その資料をもとに、商工労働課において各法人の税理士が作成した決算報告書との整合性を確認し修正等を行い、作成することが慣例となっています。

しかしながら、議会へ提出する事業報告に係る書類は、地方自治法第243条の3第2項に基づき、市が出資者の責任において、各法人の経営成果と今後の経営目標を示すものであるため、市の担当部署である商工労働課がその責任を負っていることを再認識し、その自覚を持って、全ての書類を作成すべきであると考えます。

また、時間的な余裕をもって、関係書類の作成を行えるよう各法人と連絡、調整を図るとともに、書類作成の各過程においては、商工労働課と観光開発及び農林開発との協議の場を設け、内容を確認することが必要であり、さらに数値の誤入力等を防ぎ正確性を確保するためには、事業報告に係る書類の様式の変更を行うなど、事務の効率化を図ることが必要であります。

2点目に、事業報告に係る書類の確認体制について、事業報告に係る書類を正確に作成するためには、財務諸表中の各数値の関連性について把握するとともに、複数の目で確認ができるよう事務手続のマニュアル化を図り、ミスを事前に発見し、発生を防ぐ仕組みをつくり、組織的なリスク管理ができるよう体制を整備することが必要と考えます。

また、所属長は起案を行うべきではなく、担当者の起案について、みずからがチェック機能のひとつとなり、内容の確認を行うことが職責であることを認識し、業務に取り組んでいただきたい。

3点目に、職員の能力向上について、観光開発及び農林開発の財務諸表を取り扱うためには、複式簿記による企業会計の知識の習得は必要不可欠です。市が出資し

ている法人については、市が経営状況を把握し、適切な関与を行うことが必要であるため、職員は日ごろから財務諸表の内容について理解しておかなければなりません。中長期的な視点に立ち、研修等により職員の能力の向上を図るとともに、会計理論、複式簿記による企業会計に精通する人材育成について、早急に取り組むことを望みます。

自治法第243条の3第2項の規定は、議会に対して、市が出資している法人の財務諸表等を公開するとともに、経営状態、将来の見通し等についてわかりやすく説明を行い、理解を得ることを目的としたものであり、これにより市民への情報公開も行われることとなります。

市は、出資する法人に対し必要な指導や監督を行う立場にあり、みずからが議会へ提出する事業報告に係る書類に数値を誤って記載することは、観光開発及び農林開発の経営自体について疑義が生じることにもなりかねません。

本件監査において、明らかになった事業報告に係る書類の作成事務における問題点の改善を行い、再発防止に取り組むとともに、市が出資している法人の経営状況について、市として説明責任を果たすべく、議会及び市民に対し、十分な説明と正確な情報公開を行い、理解を得られるよう努めることを望みます。

以上で、議会の監査請求に基づく監査の結果についての概要報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 代表監査委員の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、議会の監査請求に基づく監査の結果についてを終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前12時09分休憩

午後 2時30分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷淳朗君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）、議案付託表、会議予定表（その2）、以上3件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） お諮りいたします。日程第14から日程第24までを日程に追加し議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。——訂正いたします。日程第14から日程第25号までを日程に追加し議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、日程第14から日程第25号までを日程に追加することに決しました。

日程第14、会期の延長についてを議題といたしたいと思っております。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により10月11日までの16日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、16日間延長することに決しました。

この際、西岡市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。
西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、一件御報告をいたします。

このたび、平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算において、平成28年度に申告納付すべきであった平成27年度事業分にかかわる消費税の確定申告及び平成28年度事業分にかかわる消費税の中間申告を行わず、法定申告納付後の平成29年度に申告納付したという事実が発生をいたしました。

これに伴い、国に無申告加算税及び延滞税を納付したことにより、美祢市に損害が生じたことは、市民の市政に対する信頼を損なうものであり、ここに御報告し深くお詫びを申し上げます。

今後は、市民の皆様の信頼を回復するため、全庁的に予算執行に携わる職員の能力の向上を図るとともに、チェック体制の構築等、再犯防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上のように、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定については、ただいま申しあげました事案を含んでいる議案でありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、この件の詳細について、波佐間上下水道事業管理者に報告をいたさせたいと存じます。

○議長（荒山光広君） 波佐間上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（波佐間 敏君） ただいま市長が申しあげましたように、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算における消費税の申告納付に関連し、不適正な事務処理がありましたので御報告をし、お詫びを申し上げたいと存じます。

農業集落排水事業における消費税は、4月1日から翌年3月31日の各事業年度終了後、6カ月以内に確定申告及び納付することが定められていますが、平成27年度事業年度分に係る確定申告については、平成28年度に行うべき申告納付事務を怠り、次年度の平成29年7月に未申告であることに気づき、即座に申告納付を行ったものであります。

しかしながら、法定申告納付期限を約10カ月経過したのちの申告納付であることから、無申告加算税2万7,500円、延滞税1万2,500円が課されたところであります。

本来、この無申告加算税及び延滞税の合計4万円は、法定期限内に申告納付をしていれば発生しないものであり、この納付により、美祢市に損害が生じたものと認識しております。

したがって、このたびのように申告納付義務を怠ったこと、またそれに伴い、無申告加算税及び延滞税を支出し、市に損害が発生したことは、法令遵守の模範たるべき事務執行においてあってはならないことであり、市民の皆様の市政に対する信頼を大きく損なう事案であると重く受けとめております。

担当職員には、厳重注意をするとともに、上下水道局の全職員もその責任の重大さを痛感しております。

ここに深くお詫びを申し上げ、今後、市民の皆様の信頼を回復するため、予算執行に携わる職員の研修、能力の向上をはじめ、上下水道局をあげて具体性、実効性のある管理チェック体制の構築等、さまざまな観点からミス根絶に向け、再発防止

に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荒山光広君） 日程第10号、報告第5号から日程第25、議案第92号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第3回美祢市議会定例会に追加提出いたしました報告3件、議案8件について御説明を申し上げます。

報告第5号は、平成29年度美祢市一般会計継続費の精算報告についてであります。

これは、平成29年度をもちまして、継続年度が終了した事業2件について、精算報告するものであります。

児童クラブ施設整備事業におきましては、全体計画の3,951万3,000円に対して、支出済額は3,927万4,308円となり、秋芳桂花小学校整備事業におきましては、全体計画の7億4,853万1,000円に対して、支出済額は7億4,621万1,852円となったものであります。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号は、平成29年度の決算に係る健全化判断比率についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度決算に基づき算定いたしました健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告するものであります。

それでは、それぞれの指標について御説明いたします。

まず、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります実質赤字比率と、一般会計、特別会計の実質赤字額及び企業会計の資金不足額を合計した額の標準財政規模に対する比率であります連結実質赤字比率につきましては、両指標とも黒字を計上し、赤字比率は生じていない状況であります。

続きまして、実質公債費比率についてであります。これは、一般会計等が負担する借入金の元利償還金である公債費や他会計繰出金のうち、償還金に充てたものなど、公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率であります。前年度から0.4ポイント改善し14%となり、早期健全化基準値である25%を下回っているところであります。

なお、この比率が高い場合は、地方公共団体における資金繰りが悪化していることをあらわすものであります。

最後に、将来負担比率についてであります。この指標は、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、比率が高い場合は、将来へ負担を転嫁する比重が大きくなり、今後の財政運営が圧迫される可能性があるという比率であります。

平成29年度については49.7%となり、前年度から2.8ポイント増加しておりますが、早期健全化基準値である350%は下回っております。

以上、いずれの指標も早期健全化基準値を下回ったところでございますが、今後ともこれらの指標の動向に留意しながら、健全財政の維持に努めてまいり所存であります。

報告第7号は、公営企業の平成29年度の決算に係る資金不足比率についてであります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第22条に基づく財政指標で、公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率をあらわすものであります。

平成29年度の決算につきましては、美祢市水道事業会計ほか、全ての会計におきまして資金不足は発生しておりません。

以上、地方公共団体の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付し、報告するものであります。

議案第85号から議案第92号を御説明いたします。

議案第85号は、平成29年度美祢市一般会計決算、議案第86号は、平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算、議案第87号は、平成29年度美祢市観光事業特別会計決算、議案第88号は、平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計決算、議案第89号は、平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算、議案第90号は、平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算、議案第91号は、平成29年度美祢市介護保険事業特別会計決算、議案第92号は、平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市議会の認定を求めるものであります。

別に、監査委員の意見書と主要施策成果報告書を付しておりますので、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出いたしました報告3件、議案10件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

日程第10号、報告第5号平成29年度美祢市一般会計継続費精算報告についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第5号を終わります。

日程第16、報告第6号平成29年度の決算に係る健全化判断比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、何点か質問してまいりたいと思います。

きょうの議案等につきましては、先ほどいただいた。それで、市長の議案説明があったんですけども、いただいてまだわずか30分程度、そして今、市長の議案説明で、それに対して即答していかななくてはならないというのも、議会側のちょっとつらいところがあるわけですね。やっぱり質問をするに当たってもよく調べて精査して、そして問題点があれば質問する。そういう形になればいいんですけども、なかなか今回はその時間はない。

委員会も、あした教育経済委員会、あさつてが総務民生委員会ということでありまして、それでこういった点、今後しっかりと、いろいろ事情があると思いますけれども、せめて2日間ぐらいの余裕があつて、市長の今の説明に対しても、きちっと質疑できるような、こういった時間的な余裕も見ていただきたいなど、このように思っているところでございます。

それでは、質問に入つてまいりたいと思いますけれども、平成29年度の決算に係る健全化判断比率については、今説明がありましたように、特に将来負担比率、これずっとこの10年間ぐらい見ていって、非常に厳しいところもありましたけれども、28年度まではずっと下がってきて、美祢市としては一番低いところまできて、少しずついい方向になったかなと思っております。

そして、この29年度はさつき説明があつた桂花小学校の建設等で、それに7億程度のお金かかったということで、数字が少し大きくなったかなとこのように思っております。

今後ですね、さらにさまざまな市庁舎の問題、消防署の問題、建設、そして、水道事業におけるさまざまな事業費が見込まれる中であって、今回、ちょっと……49.7、一昨年よりも上がったということで、今後ですね、さらにこの29年度を49.7、将来負担比率をベースにして、さらに今後上昇していくことが見込まれると思いますけれども、この辺についてどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

いずれの指標も早期健全化基準を下回っているところでございます。今後ともですね、当然のことながら、こういった指標の動向に注意を払いながら、健全財政の維持に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今言われました早期健全化基準350ですけれども、これよりも内側であるからいい、健全だと言われましたけれども、基本的には当然そうなんですけれども、今、美祢市における平成29年度の将来負担比率は49.7。これは、山口県全体を見ても、かなり高い数字であると思っております。

だから、350を基準じゃなくて、他の山口県における市、ゼロというところもたしかあると思っておりますので、どうこれを今後ですね、市長も言われたように、より健全化になっていくという努力をされましたけれども、どうかですね、もう御答弁は結構ですけれども、どうかこの数字から大きく今後上回らないような市政運営をしていただきたいと、このように思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第6号を終わります。

日程第17、報告第7号公営企業の平成29年度の決算に係る資金不足比率についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第7号を終わります。

日程第18、議案第85号平成29年度美祢市一般会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 29年度の一般会計決算なんですが、監査意見書を見ておるんですが、35ページ財政調整基金、いろいろ本市の基金の残高が出ております。29年度末の残高が23億4,500万円ちょっとですか。今なってきたおるわけなんですが、当然28年度から比較しますと減少してきております。

それで、今までの質疑等の中で、財政調整基金の残高について、市長は10%程度、これは標準財政規模に対してっていうことですが、15億ちょっとぐらいのところを見ておられるんじゃないかなというふうに思うんですが。

今回の——今までの質疑の中でですね、退職給与引当金についての質疑が実はありまして、これに、24億程度の……現在の職員が、全部退職をすとしたときの必要額だったと思うんですが。そういうことで財政担当のほうから答弁がありました。この金額見ますと、財政課長も当然言われてはおったんですが、これでも足りませんっていうふうな話でした。早い話がですね、これからの財政運営考えて、この財政調整基金が年度間の——年度の財政運営の調整をしていく基金になりますよっていうふうなお答えを私は聞いてきているというふうに思います。

もし仮にですね、これが退職給与引当金にあたる、含んでいるということになると、市の財政運営は滞るっていうことになるような気が——気がするというよりは、そういうふうになるというふうに思うんですが、その辺の今までの答弁との整合性っていいですか、これについてどういうふうにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹内財政課長。

○総務部財政課長（竹内正夫君） それでは、ただいまの安富議員の御質問にお答えしたいと思います。これは、さきの委員会のほうでも申しましたとおり、現状、本市の財政計画を含めまして、財政の考え方でいきますと、ベースは単式簿記、現金主義の考えで今までやっておりましたから、当然、毎年退職者分発生した分については、退職分を仮に大量な退職者が出た場合は、収支不足した場合は財政調整基金からという形で、結果的に財政調整基金からという退職手当の財源をしておりましたけども、このたび竹岡議員のほうからも言われましたし、安富議員のほうからも

言われましたとおり公会計の考えが導入されまして、退職手当の引当金という考えが出てまいりました。

これについては、確かに、退職手当引当金に対応する基金残高は持っておりませんが、それは先ほど申しましたとおり、今までは単式簿記、現金主義の考えで財政計画をしていたものでありましたから、今後は退職手当引当金の考えをベースに、基金の積み方についても配慮したいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 同じく36ページに、次のページなんですが、職員退職手当基金っていうのが実は1億6,752万3,000円何がしかあるわけですが、ここにちゃんと基金——退職手当引当金に当たる基金というのはあるんじゃないんですか。

○議長（荒山光広君） 竹内財政課長。

○総務部財政課長（竹内正夫君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、今後は、今は財政調整基金のほうから収支不足を補う形で、退職者分の退職金についてもそちらのほうからと考えておりますが、今後は安富議員のおっしゃいますとおり、退職手当基金のほうに計画的に積み上げて、最終的にはすぐカバーできるとは思いますが、退職手当引当金をカバーできるような方向で、基金の積み立てについて配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 基本的にですね、市長おられるところでと思ってお聞きをしてるわけですが、市長にも御意見というか、お考えをお聞きをしたかったわけですが。早い話が24億円ぐらいやったですかね、現状で。それが全部、その全員が今退職するっていうことには当然ならないわけですから、そこまでのものが必要かどうかっていうのは別にしてもですね、基本的には、ここに相応分の基金の残高があるべきものということだろうというふうに思うわけです。

要するに、今まで退職給与引当金の——会計年度の人件費の中で恐らく見ておられて、よそから出ている。要するに、仮にそれが今財政課長が言われるような感じで、年度年度にですね、それ相応の積み立てなり対応ができていけば、財調につい

ても、今まで言われるような、これからの市政に対する財政需要に対して調整的な役目っていいですか、本来の基金であることが、見ることができるということだろうというふうに思います。

基本的にはちょっと話が、ちょっと枠ずれるかもしれませんが、専決の問題も含めて、我々が申し上げた中の一つには、やはり事業の計画性っていいですか、一つ一つに何かこう唐突な感じがしてるわけです。

そういうことを含めてですね、この基金についての、私の質疑に対しての、最後に市長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 職員の退職手当基金につきましては、先ほど財政課長が申し上げたとおり、今後適正にですね、ここに積み上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第86号平成29年度美祢市国民健康保険事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第87号平成29年度美祢市観光事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第88号平成29年度美祢市環境衛生事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第88号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第22、議案第89号平成29年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第23、議案第90号平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第24、議案第91号平成29年度美祢市介護保険事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、所管の委員会へ付託いたします。
日程第20号、議案第92号平成29年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、所管の委員会へ付託いたします。
ここで、先ほど市長の提案理由の説明の中で、1箇所訂正がありますけども。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 大変失礼いたしました。

議案——先ほど最後に述べました、提出しました報告3件、議案10件についてと発言させていただきましたが、議案8件についての間違いでございます。訂正をいたしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 0 6 分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月25日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃